

第三十講 潔めらるゝ事 (三) 恩恵の支配 六章十五—二十三節の研究 (十一月二十日)

〔参考〕 「テサロニケ」 帖撒羅尼迦前書四章三一八節

この「潔めらるゝ事」については充分なる思考を加へねばならぬ、又極めて重大なる問題なる故、之を各方面より考究せねばならぬ、一面のみより見る時はとかく誤りに陥るのである、パウロは六章前半に於ては先づ罪の支配より離るべき事を説き、後半に於ては恩恵の下に己を置くべきことを説き、更に七章に入つては罪を悟らしむるも罪を除く力を有たぬ所の律法を全然棄て去るべきを説き、そして八章に入つては——其四節以下に於て——聖靈の助けに由りて潔めらるゝべきものなる事を説くのである、いづれも重大なる問題にして、「潔め」の缺くべからざる各方面として深き注意を拂ふべき事柄である。

六章十四節については前講に一言する所あつたが、更に此の節について充分に考へ度いのである、「そは汝等恩恵の下にありて律法の下にあらざれば罪は汝等に主となることなければなり」と云ふ、此語は不信者には到底理解せられぬものであつて頗る難解である、それだけ其革命的なる點に於ても著しいのである、抑も律法とは何であるか、これユダヤに於ては普通モーセ律を指す語である、モーセ律と云へば其中に拝神の式典も含まれて居るが其の主たる所は寧ろ道德である、即ち人の踏むべき道、行ふべき道である、故にパウロの此語を今の人に分かりやすくする爲に、その前半を「そは汝等恩恵の下にありて道德の下にあらざれば」と改めることが出来る、基督者は恩恵の下にあつて道德の下にあらぬと云ふのである、即ち道德の支配を脱してゐると云ふのである、以

てその如何に革命的の思想なるかを知るのである。

普通に「教」と云へば多くは人の踏むべき道を教へたもので即ち道德教である、之れ之れの事はなすべし、之れ之れの事は爲すべからずと教ふるものである、宗教と云ふても神又は佛を信じて道德を守ること、教へられて、とかく道德中心であるやうに考へられる、然るに茲にパウロは基督教を説明して、人をして此道德の支配を脱して恩恵の下に入れしむる者であると云ふ、寔に人の思ひに過ぐる見方である、この見方の適否は別とするも、その革命的にして人の意表に出づるものなると共に、かくして宗教と道德との別が判然と立てらるゝと云ふ事は認められねばならぬ。

或人は云ふであらう、斯く信仰は道德の支配を去らしむるものであるならば道德は既に用なきものである、然らば道德を守ると云ふ必要もなくなり、又不徳を行つても毫も差支ないと云ふ事になりはしないかと、現に斯く考へて不徳を行ふに至つた信者が昔から少くなかつた、それほど甚しきに至らずとも、之に似た思念かんがへを抱けるため其實生活に於て緊張味を失ひ、怠慢無力に陥る者が少くない、これ實にパウロ思想の誤解から出でたものであつて、悲しむべき事柄である。

十四節後半「罪は汝等に主となることなければなり」の句を忘れてはならぬ、既に律法の支配下を脱して恩恵の支配下に移りし上は罪は決して基督者の主となる——王となりて支配する——ことなしと云ふのである、即ち基督者は既に罪てふ王の臣僕たらずと云ふのである、かく罪てふ者の支配を脱して之と無關係の位置に入つたのであるから、罪を離れてゐると云ふのが其常態であるべきである、罪を如何ほど犯しても宜いとか、いくらでも

犯すやうになる危険があるとか云ふ筈はない、十四節および其前後を精細に讀んでみて、パウロの眞意を誤解する筈はないのである。

パウロは六章の最初に「恩恵の増さんために罪に居るべきか」との問題を提出し、そしてバプテスマの式に論及して之に答へてゐる、バプテスマを受けし者は既にキリストと共に舊き生命に死して新しき生命に復活した者である、罪について死に神について生くるに至る者である、かく罪に暇いとまを告げて別の世界に入つた者が罪に居るべき筈はないではないか、舊き埃及を出た者がその埃及に居るべき筈はないではないかと、かくパウロは説いた、彼れは十四節に於て云ひ出でし「律法よりの脱出、恩恵の支配」を十五節以下に於て説明すべく、やはり此バプテスマに論及してもよかつた、けれども彼は思想の豊かに視界の廣い人であつた、故に別の事を以て其説明をなした、先づ當時の奴隸制度に依つて此事を説明し、次には七章に入つて結婚制度のことを借りて説明するのである。

先づ十五節に於て一の疑問を提出し、十六節より之に答へる意味にて説明を進めるのである十五節の意味及びこれと第一節との差異については、前講に於て述べた、依て茲には十六節より説かう、まづ十六節は左の如くである、

汝等身を獻げ僕となり誰に従ふとも其の従ふところの僕たるを知らざるか、或は罪の僕たれば死に及び、或は順じゆんの僕めいとならば義に及ばん。

すでに身を獻げて奴僕となつた以上は、その従ふ所の一人の主人の奴僕である、主人ではなくして飽くまでも奴

僕である、奴僕でなくてはならぬ、そして人には罪の僕たるか順の僕たるかの二つの道の中一つがあるのみである、「人は二人の主^{つか}に事ふること能はず」、一人で両者に同時に事ふことは出来ない、そして罪の僕として一生を罪てふ主人に仕へて終るものは死に及び、順の僕として一生を神に順^{したが}ひて送る者は義たるに至るのである。

此節には「順の僕」とあり、十八節等には「義の僕」とあり、二十二節には「神の僕」とある、文字の意味に多少の相違はあるが、いづれも基督者を指して云ふたのである、第一の語は「不順の僕」と相對する意味にて、神に對して信順なる僕の意、第二の語は「罪の僕」に對する語にして義に歩むを生涯の根本方針とするに至りし者の意、第三の語は「サタンの僕」に對する語にて神といふ主人の奴僕となつた者を意味するのである、三語とも意味を異にして同一の事を云ふたのである。

人には罪の僕たると順の僕たるとの二途がある、基督者とは幸にして前の途を悔いて後の途に移つたものである、十七、十八節は此事を云ふのである。

然れども我れ神に感謝す、汝等のもと罪の僕たりしかど、今は既に授けられし所の教の範^{のり}に心より服^{したが}ひて、罪より赦され義の僕となればなり。

罪の僕たりしもの、悔い改めて福音に順ひ、罪を赦され、義の僕となるに至つた、僕たるに於ては同一であるが主人を代へた點に於て其變化は根本的である、感謝すべきかな。

十九節前半「我れいま人の言を藉^かりて言へるは汝等が肉體弱き故なり」は、汝等の靈的理解力弱き故この世の奴隸制度のことを借りて説明すると云ふ意味である、これ註記である、十九節後半よりまた本論に入るのである、

これを左の如く少しく改めねばならぬ。

汝等その肢體をさへげて汚穢の僕となり惡より惡に至りし如く、今また其肢體をさへげ義の僕となりて、聖潔に至るべし。

基督者は既に汚穢の僕たるを棄てゝ義の僕となつたものである、併し乍ら彼等の中此事を忘れて惡を犯して意とせぬ者がある、故に全き獻身と聖潔に至るべき努力とを茲に促すものである。

以下パウロは更に此二つの生涯を對照するのである、二十、二一節は言ふ。

そは汝等罪の僕なりし時には義に事へざればなり、汝等いま恥づる所の事を行ひし其とき何の果を得たりしや、これらの事の終は死なり。

と、罪に仕へゐたる時の有様を茲に想起せよ、何の果を結びたるか、そはたゞ死を持ち來すのみではないか、然るに今にして再び舊き埃及を思ふ者あるは何故ぞ、義の僕たる者の状態及び特權は實に二十二節の如く、

されど今罪より釋されて神の僕となりたれば聖潔に至るの果を得たり且その終は永生なり。

ではないか、聖潔に至るの果を得、そして遂に永生を與へらるゝものではないか、實に大なる特權、この上なき恩恵である、故に我等退きて沈淪に及ぶべきものではない、信じて靈魂の救を得べき者である、かくパウロは勸めの意味に於て説き來り、遂に二十三節に於ては罪の生活と義の生活とを一言にして對比して云ふのである。

罪の價は死なり、神の賜は我等の主イエスキリストに於て賜はる永生なり。

と「罪の價」は罪の給料と改譯すべきものである、罪と云ふ主人は己に事え居る僕に給料を拂ふ、しかしそれは

喜ぶべき給料ではなくして實に「死」といふ忌^いはしき、怖るべき給料である、然るに神が己に事へ居る僕に與ふるものは給料ではなくして「賜」である、即ちイエスキリストに於て賜はる永生である、神は斯の如き良き賜を賜はるのである、罪てふ主人は其僕に對して死てふ給料を支拂ひ、神てふ主人はその僕に永生てふ賜を賜はると、實に意味深き語である。

以上パウロの説く所を充分に味解せんためには、我等は想像を二千年の古に遡らせて當時のギリシヤ、ロマの世界に至り見ねばならない、そして記者たるパウロ及び讀者たる 로마人の環境の中に己を立たせねばならぬ、當時は奴隸の數は獨立民の數に數倍してゐた、その奴隸と云ふのは多く戰敗國の捕虜であつて、必しも未開又は野蠻人種ではなかつた、即ち當時は大抵の人は奴隸たりし時代であつた、大抵の人は自由民たるを得ざりし時代であつた、從つて基督者の中にも亦奴隸が多かつた、かゝる時代に於てかゝる人々に福音の根本義を説くために、それを奴隸制度に擬へたと云ふのは極めて自然のことであり、又最も能く讀者に訴へる道であつたのである。

即ちパウロは二つの主人を立てたのである、第一の主人は「罪」、第二の主人は「義」である、人は此二つの主人の中の何れかに従はねばならぬ、そして基督者とは罪といふ主人の許^{もと}を去て義といふ主人につかうるに至つたものである、既に主人を變へた上は、今更如何ともすることは出来ぬ、既に甲を去つて乙に従ふに至つた上は全く甲の事を忘れて乙にのみ忠實熱心に事ふべきである、舊き主人は我をして自由に惡を行はしめ其給料として死を與へた、新しき主人は我をして聖潔に至らしめ遂に永生を與へる、然らば我は全精神を獻げて新主人に事ふべきではないか、舊き罪は思ふだに怖ろしとして之を我より引き離すべきではないかと、これパウロの説く所の精

神である。

パウロが主人と奴隸の事に擬なぞらへて此事を説明したのは當時の社會狀態に依つたものであるが之は今日の我等にも充分あてはまる事であると思ふ、實際罪の中に住む狀態は罪といふ者の奴隸となつてゐる狀態である、全く束縛の中にあつて自由のきかぬ狀態である、自身は道德より解放されてゐるとか舊き傳統より自由になつてゐるとか、何か尤もらしき事を云ふてゐる、しかし解放でも自由でもない、全く罪に縛られて身動きの出來ぬ奴隸である、之を飾る言葉はいくらでもある、しかし事實は何か他の或者に引きづられて惡を犯す生活であつて、徹頭徹尾罪の奴隸たる生活である、然らば此生活を棄てゝ信仰の生活に入つたのは全き自由に入つたのであらうか、否我等はやはり奴隸たる點に於ては前と同様であつて、唯主人を取り換へたに過ぎないのである、信仰生活とは多くの人の思ふ如く自己の意力を揮ひ起して克己奮闘以て惡に克ち善を行ふ生活ではない、或者に引きづられて惡が自づから厭はしくなり善が自ら慕はしく、喜ばしく行はれる生活である、自分の意志に因るのではなく、或他の意志に支配されて營む所の生活である、是れ即ち或る他の者の奴隸たる狀態ではないか、即ち基督者は「義の僕（奴隸）」である、義の奴隸たるに至つて信仰が眞の信仰になつたのである。

今や人の厭ふ語にして「奴隸」といふ語の如く甚しきものはない、何者にも従はず何者をも主とせず凡ての權威を否認すと云ふ矯激なる思想は現代の流行物である、併し我等は義の僕、神の奴隸たるを以て理想とする、全然己を空しうして神に隷屬しよして了はねばならぬ、自分の意志が全くなつて聖意のまゝに引き廻はされるのが眞の信仰生活である、一々の事件に對して我意志を用ひて判斷して處理すると云ふのではない、自然の傾向とし

て又習慣性として惡が厭はれ、善が慕はれ、事の判斷が行はれてゆくのが、神の僕たるものゝ日常生活である。

非戰問題の如きは理窟はどちらにでも立つであらう、平和の貴いものであると共に、戦争も必要のものかも知れない、併し神の僕たる者にはキリストの心が宿つてゐる、此キリストの心は到底彼をして戦争を是認せしめないのである、勞働問題と云ひ又その他の難問題と云ひ何れも同様である、神の僕たる者にはキリストの心が宿つてゐて、何が神の喜び給ふ處であるかゞ自づから分り、其思想も行爲も自然と之できまつて行くのである。

「恩恵の下にありて律法の下にあらず」といふ、律法に縛られてゐる時は却て律法に反抗して罪を犯してみ度くなる、そして相當の罰を受けるのである、然るに此の律法の支配を脱して恩恵の下に移つたとせば如何、既に人を恩恵の下に攝取せし上は神は唯だ罪を問責し給ふだけではすまない、既に人を子として受け入れたのである故、親が子に對する關係の更に深きものが其間になくはならぬ、故に只の責罰を以て終る筈がない、必ず神は一人の罪を犯す者あらば其為に絶え難き苦みを味ひ給ふに相違ない、即ち恩恵の下にある者の罪に會ひては、神は罰するよりも先づ御自身に於て深き苦みを嘗め給ふのである、これ實に親心である、律法の時代は人の罰せらるゝ時代、恩恵の時代は父が獨り心^{ひとこころ}を痛め給ふ時代である。

そして今や實に恩恵の時代である、今や我等の犯す只一の罪、たゞ一の不信の言行がいたく父を苦しむるのである、されば我等罪を犯さぬやう力めねばならぬ、御心を痛め奉らぬやう心がけねばならぬ、我を愛し又我的愛する父は斯くすれば喜び斯くすれば悲むと知りながら、父の喜び給ふ事を捨てゝ悲み給ふ事を行ふとは不信の至である、故に我等罪を犯すべきでない、益々聖潔^{きよけつ}に向つて進まねばならない、神の僕たる者は常に斯かる心を抱

かねばならぬ、これ律法の支配を脱して恩恵の下に取り收められし者に於て當然起るべき心である、かくして我等は罪より自由たるを得、即ち神の奴隷となつて初めてサタンより自由たるを得るのである、神の奴隷たるは實は眞正に自主たる道である。

第三十講の約説

○信者は自主自由の身ではない、彼は何事も彼の自由意志を以て決定して之を行ふ者ではない、さふ思ふのは大なる間違である、信者も亦奴隷である、其點に於ては不信者と異ならない、信者と不信者の異なる點は其隸屬する主人にあるのである、不信者は罪の奴隷であるのに、信者は神の奴隷である、人は何人も全然自由たる能はず、何者にか仕へざるを得ないのである、神に仕へざれば惡魔に仕へ、神に仕へて初めて惡魔に仕へざるに至る、而して基督信者と云ふは別の者ではない、惡魔の僕たるを廢て神の僕となつた者である、恰かも昔の日本武士の如き者である、何れかの諸侯に仕へざるを得ない、仕ふるの主なき者は浪人である、其如く人は何人も何者かの僕となりて、惡魔に勝ち、罪に勝ち、肉に勝ち、自己に勝つ事が出来るのである、彼は前に罪の又汚穢の僕であつた（十六、十七、十九節）、然れども今や神の恩恵に由りて順（信仰）の僕（十六節）義の僕（十八節）又神の僕たるに至つた（廿二節）、然れども依然として奴僕である、パウロは自己を稱してイエスキリストの僕（奴隷）と云ふた、而してキリストの奴隷たるは名譽の絶頂である、眞正の自由は茲に在る、神に救はるゝは彼の捕虜となりて彼の意旨の儘に使はるゝ事である。

〔参考〕 テサロニケ人への手紙 第一 四章三―八節

この「きよめられること」については十分な思考を加えなければならない。またきわめて重大な問題であるため、これを各方面より考究しなければならない。一面のみより見るときはとかく誤りに陥るのである。パウロは六章前半においてはまず罪の支配より離れるべきことを説き、後半においては恵みの下に自己を置くべきことを説き、さらに七章に入っては罪を悟らせるも罪を除く力を有しないところの律法を全然捨て去るべきを説き、そして八章に入っては―その四節以下において―聖霊の助けによりできよめられるべきものであることを説くのである。いずれも重大な問題であって、「きよめ」の欠くべからざる各方面として深い注意を払うべき事柄である。

六章十四節については前講に一言するところがあつたが、さらにこの節について十分に考えたいのである。「というのは、罪があなたがたを支配することはないからです。あなたがたは律法の下ではなく、恵みの下にいます。」という。この言葉は不信者には到底理解されないものであつてすこぶる難解である。それだけその革命的である点においても著しいのである。そもそも律法とは何であるか。これユダヤにおいては普通モーセ律を指す言葉である。モーセ律といえばその中に拝神の式典も含まれているがその主たるところはむしろ道徳である。すなわち人の踏むべき道、行ふべき道である。ゆえにパウロのこの言葉を今の人に分かりやすくするために、その前半を「というのは、あなたがたは恵みの下にあり、道徳の下にないからです」と改めることができる。キリス

ト者は恵みの下にあつて道徳の下にないというのである。すなわち道徳の支配を脱しているというのである。これによつてそのいかに革命的な思想であるかを知るのである。

普通に「教え」といえば多くは人の踏むべき道を教えたものですなわち道徳教である。これこれの事はなすべし、これこれの事はなすべからずと教えるものである。宗教といつても神または仏を信じて道徳を守ることと教えられて、とかく道徳中心であるように考えられる。然るにここにパウロはキリスト教を説明して、人をしてこの道徳の支配を脱して恵みの下に入れさせる者であるという。誠に人の思いにすぎる見方である。この見方の適否は別とするも、その革命的で人の意表に出るものであるとともに、かくして宗教と道徳との別が判然と立てられるということは認められなければならない。

ある人は言うであろう。かく信仰は道徳の支配を去らせるものであるならば道徳はすでに無用なものである、それなら道徳を守るといふ必要もなくなり、また不徳を行つても少しも差し支えないということになりはしないかと。現にかくと考へて不徳を行ふに至つた信者が昔から少なくなかつた。それほど甚だしきに至らずとも、これに似た考へを抱いたため果して実生活において緊張感を失ひ、怠慢無力に陥る者が少なくない。これ実にパウロ思想の誤解から出たものであつて、悲しむべき事柄である。

十四節前半「罪があなたがたを支配することはないからです」の句を忘れてはならない。すでに律法の支配下を脱して恵みの支配下に移つた上は罪は決してキリスト者の主となる――王となりて支配することなしというのである。すなわちキリスト者はすでに罪という王の臣僕でないというのである。かく罪という者の支配を脱して

これと無関係の位置に入っただけであるから、罪を離れているというのがその常態であるべきである。罪をいかに犯しても良いとか、いくらでも犯すようになる危険があるとかいうはずはない。十四節およびその前後を精細に読んでみて、パウロの真意を誤解するはずはないのである。

パウロは六章の最初に「恵みが増し加わるために、私たちは罪にとどまるべきでしょうか」との問題を提出し、そして洗礼式に論及してこれに答えている。バプテスマを受けた者はすでにキリストとともに古い生命に死んで新しい生命に復活した者である。罪について死に神について生きるに至った者である。かく罪に暇を告げて別の世界に入った者が罪にとどまるべきではないではないか。古いエジプトを出た者がそのエジプトにとどまるべきではないではないかと、かくパウロは説いた。彼は十四節において言い出した「律法からの脱出、恵みの支配」を十五節以下において説明すべく、やはりこのバプテスマに論及してもよかった。けれども彼は思想の豊かで視界の広い人であった。ゆえに別のことをもってその説明をなした。まず当時の奴隷制度によってこのことを説明し、次には七章に入って結婚制度のことを借りて説明するのである。

まず十五節において一つの疑問を提出し、十六節よりこれに答える意味にて説明を進めるのである。十五節の意味およびこれと第一節との差異については、前講において述べた。よってここには十六節より説こう。まず十六節は左のごとくである。

あなたがたは知らないのですか。あなたがたが自分自身を奴隷として献げて服従すれば、その服従する相手の奴隷となるのです。つまり、罪の奴隷となって死に至り、あるいは従順の奴隷となって義に至ります。

すでに身を捧げて僕となった以上は、その従うところの一人の主人の僕である。主人ではなくして飽くまでも僕である。僕でなくてはならない。そして人には罪の僕たるか順の僕たるかの二つの道の中一つがあるのみである。

「だれも二人の主人に仕えることはできません」（マタイの福音書六章二十四節）、一人で両者に同時に仕えることはできない。そして罪の僕として一生を罪という主人に仕えて終わるものは死に及び、順の僕として一生を神に従って送る者は義たるに至るのである。

この節には「服従の奴隸」とあり、十八節等には「義の奴隸」とあり、二十二節には「神の奴隸」とある。文字の意味に多少の相違はあるが、いずれもキリスト者を指して言ったのである。第一の語は「不従順の僕」と相對する意味にて、神に対して信順なる僕の意、第二の語は「罪の僕」に對する語にして義に歩むを生涯の根本方針とするに至った者の意、第三の語は「サタンの僕」に對する語にて神という主人の僕となった者を意味するのである。三語とも意味を異にして同一のことを言ったのである。

人には罪の僕たると従順の僕たるとの二途がある。キリスト者とは幸いにして前の途を悔いて後の途に移ったものである。十七、十八節はこのことを言うのである。

神に感謝します。あなたがたは、かつては罪の奴隸でしたが、伝えられた教えの規範に心から服従し、罪から解放されて、義の奴隸となりました

罪の僕であったものの、悔い改めて福音に従い、罪を赦され、義の僕となるに至った。僕であるにおいては同一であるが主人を代えた点においてその変化は根本的である。感謝すべきかな。

十九節前半「あなたがたの肉の弱さのために、私は人間的な言い方をしています」は、あなたがたの靈的理解力弱きゆえこの世の奴隷制度のことを借りて説明するという意味である。これ注記である。十九節後半よりまた本論に入るのである。これを左のごとく少し改めなければならない。

かつて自分の手足を、汚れと不法のために奴隷として捧げて不法に進んだように、今からは自分の手足を、義のために奴隷として捧げて、聖潔に進みなさい。

キリスト者はすでに汚穢の僕たるを捨てて義の僕となったものである。併しながら彼らの中このことを忘れて悪を犯して意としない者がある。ゆえに全き献身と聖潔に至るべき努力とをここに促すものである。

以下パウロはさらにこの二つの生涯に対照するのである。二十、二十一節は言う。

あなたがたは、罪の奴隷であつたとき、義については自由にふるまっていました。ではそのころ、あなたがたはどんな実を得ましたか。今では恥ずかしく思っているものです。それらの行き着くところは死です。

と、罪に仕えていた時の有様をここに想起せよ。何の実を結んだか、それはただ死をもたらすのみではないか。それなのに今になって再び古いエジプトを思う者があるのはなぜか。義の僕たる者の状態および特権は実に二十二節のごとく、

しかし今は、罪から解放されて神の奴隷となり、聖潔に至る実を得ています。その行き着くところは永遠のいのちです。

ではないか。聖潔に至る実を得、そして遂に永生を与えられるものではないか。実に大なる特権、この上ない恵

みである。ゆえに我ら退きて沈淪に及ぶべきものではない。信じて靈魂の救いを得るべき者である。かくパウロは勧めの意味において説き来たり、遂に二十三節においては罪の生活と義の生活とを一言にして対比して言うのである。

罪の報酬は死です。しかし神の賜物は、私たちの主キリスト・イエスにある永遠のいのちです。

と、「罪の報酬」は罪の給料と改訂すべきものである。罪という主人は己に仕えている僕に給料を払う。しかしそれは喜ぶべき給料ではなくして実に「死」という忌わしい、恐ろしい給料である。然るに神が己に仕えている僕に与えるものは給料ではなくして「賜」である。すなわちイエス・キリストにおいて賜わる永生である。神はかかる良き賜を賜わるのである。罪という主人はその僕に対して死という給料を支払い、神という主人はその僕に永生という賜を賜わると、実に意味深い言葉である。

以上パウロの説くところを十分に味解するためには、我らは想像を二千年の昔に遡らせて当時のギリシア、ローマの世界に至り見なければならぬ。そして記者たるパウロおよび読者たるローマ人の環境の中に己を立たせなければならぬ。当時は奴隷の数は独立民の数に数倍していた。その奴隷というのは多く戦敗国の捕虜であつて、必ずしも未開または野蛮人種ではなかった。すなわち当時は大抵の人は奴隷であつた時代であつた。大抵の人は自由民たるを得なかつた時代であつた。従つてキリスト者の中にもまた奴隷が多かつた。かかる時代にかかる人々に福音の根本義を説くために、それを奴隷制度に擬したというのは極めて自然のことであり、また最もよく読者に訴える道であつたのである。

すなわちパウロは二つの主人を立てたのである。第一の主人は「罪」、第二の主人は「義」である。人はこの二つの主人の中のいずれかに従わねばならない。そしてキリスト者とは罪という主人の許を去って義という主人に仕えるに至ったものである。すでに主人を変えた上は、今更いかんともすることはできない。すでに甲を去って乙に従うに至った上は全く甲のことを忘れて乙にのみ忠実熱心に仕えるべきである。古い主人は我をして自由に悪を行わせその給料として死を与えた。新しい主人は我をして聖潔に至らせ遂に永生を与える。それなら我は全精神を捧げて新主人に仕えるべきではないか。古い罪は思うだに恐ろしいとしてこれを我より引き離すべきではないかと、これパウロの説くところの精神である。

パウロが主人と奴隷のことに擬えてこのことを説明したのは当時の社会状態によったものであるが、これは今日の我らにも十分あてはまることと思う。実際罪の中に住む状態は罪という者の奴隷となっている状態である。全く束縛の中にあつて自由のきかない状態である。自身は道徳より解放されているとか古い伝統より自由になっているとか、何かもつともらしいことを言っている。しかし解放でも自由でもない。全く罪に縛られて身動きのできない奴隷である。これを飾る言葉はいくらでもある。しかし事実はいか他の何者かに引きずられて悪を犯す生活であつて、徹頭徹尾罪の奴隷たる生活である。それならこの生活を捨てて信仰の生活に入つたのは、全き自由に入つたのであろうか。否、我らはやはり奴隷たる点においては前と同様であつて、ただ主人を取り換えたに過ぎないのである。信仰生活とは多くの人の思うごとき自己の意力を揮い起こして、克己奮闘もつて悪に勝ち善を行う生活ではない。何者かに引きずられて悪が自ずから嫌わしくなり善が自ら慕わしく、喜ばしく行われる生

活である。自分の意志によるのではなく、或る他の意志に支配されて営むところの生活である。これすなわち或る他の者の奴隷たる状態ではないか。すなわちキリスト者は「義の僕（奴隷）」である。義の奴隷たるに至って信仰が眞の信仰になったのである。

今や人の嫌う言葉として「奴隷」という言葉ほど甚だしいものはない。何者にも従わず、何者も主とせず、すべての權威を否定するという過激な思想は現代の流行りものである。しかし我らは義の僕、神の奴隷であることを理想とし、完全に自分をむなしくして神に服従してしまわなければならない。自分の意志が全くなくなって、神の御心のままに導かれるのが眞の信仰生活である。一つひとつの出来事に対して自分の意志を用いて判断し処理するのではない。自然な傾向として、また習慣として悪が嫌われ、善が慕われ、物事の判断が行われていくのが、神の僕たる者の日常生活である。

非戦問題などは、理屈はどちらにでも立つであろう。平和は貴いものであるとともに、戦争も必要なものかもしれない。しかし神の僕たる者にはキリストの心が宿っている。このキリストの心は到底彼に戦争を是認させるのである。労働問題と言ひ、またその他の難問題と言ひ、いずれも同様である。神の僕たる者にはキリストの心が宿っていて、何が神の喜ばれることが自ずと分かり、その思想も行為も自然とこれで決まっていくのである。

「あなたがたは律法の下ではなく、恵みの下にあるのです」という。律法に縛られている時は、かえって律法に反抗して罪を犯してみたくなる。そして相当の罰を受けるのである。しかしこの律法の支配を脱して恵みの

下に移ったとしたらいかがか。すでに人を恵みの下に受け入れた以上、神はただ罪を問責されるだけではすまない。すでに人を子として受け入れたのであるから、親が子に対する関係のさらに深いものがその間になくてはならない。ゆえにただの罰で終わるはずがない。必ず神は一人の罪を犯す者があれば、そのために耐え難い苦しみを味わわれるに違いない。すなわち恵みの下にある者の罪に対しては、神は罰するよりもまず御自身において深い苦しみを味わわれるのである。これ実に親心である。律法の時代は人が罰せられる時代、恵みの時代は父が独り心を痛められる時代である。

そして今や実に恵みの時代である。今や我らの犯すただ一つの罪、ただ一つの不信の言動が、いたく父を苦しめるのである。それなら我らは罪を犯さないよう努めなければならない。御心を痛めないよう心がけなければならない。私を愛し、また私の愛する父は、こうすれば喜び、こうすれば悲しむと知りながら、父の喜ばれることを捨てて悲しまれることを行うとは不信の至りである。ゆえに我らは罪を犯すべきではない。ますます聖潔に向かつて進まなければならない。神の僕たる者は常にこのような心を抱かなければならない。これ律法の支配を脱して恵みの下に取り収められた者において当然起るべき心である。かくして我らは罪より自由を得、すなわち神の奴隷となつて初めてサタンより自由を得るのである。神の奴隷となることは、実は本当の意味で自主となる道である。

○信者は自主自由の身ではない。彼は何事も彼の自由意志をもって決定してこれを行う者ではない。そう思うのは大なる間違いである。信者もまた奴隷である。その点においては不信者と異ならない。信者と不信者の異なる点はその隷属する主人にあるのである。不信者は罪の奴隷であるのに、信者は神の奴隷である。人は何人も全然自由たるを得ず、何者かに仕えざるを得ないのである。神に仕えなければ悪魔に仕え、神に仕えて初めて悪魔に仕えないに至る。そしてキリスト信者と言うは別の者ではない。悪魔の僕たるをやめて神の僕となった者である。あたかも昔の日本武士のごとき者である。いずれかの諸侯に仕えざるを得ない。仕えるの主なき者は浪人である。そのごとく人は何人も何者かの僕となりて、悪魔に勝ち、罪に勝ち、肉に勝ち、自己に勝つことができるのである。彼は前に罪のまた汚穢の僕であった(十六、十七、十九節)。けれども今や神の恵みによりて順の僕(十六節)、義の僕(十八節)、また神の僕たるに至った(二十二節)。けれども依然として僕である。パウロは自己を称してイエス・キリストの僕(奴隷)と言った。アンドキリストの奴隷たるは名譽の絶頂である。真正の自由はここに在る。神に救われるは彼の捕虜となりて彼の御心のままに使われることである。